

「いわき野菜アンバサダー」ロゴマークの使用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、「いわき野菜アンバサダー」ロゴマーク（以下「ロゴ」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴに関する権利)

第2条 ロゴに関する一切の権利は、いわき市（以下「市」という。）に属する。

(使用の届出)

第3条 ロゴを使用しようとする者は、「いわき野菜アンバサダー」として認定を受けている者に限り、非営利目的でのみ使用できるものとし、かつ次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用届出書（第1号様式）を、ロゴを使用する10日前までにいわき市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (2) 市が主催するイベント等で使用する場合
- (3) 市が共催・後援するイベント等で使用する場合

2 使用届出書を提出した者（以下「届出者」という。）は、届け出た内容に変更が生じた場合、前項に基づき、改めて使用届出書を提出しなければならない。

3 届出者は、ロゴを使用する必要がなくなったときには、その旨を申し出なければならない。

(使用の制限)

第4条 ロゴの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は使用できない。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援する恐れがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (6) ロゴの使用によって、誤認または混同を生じさせる恐れがあると認められる場合
- (7) ロゴのイメージを損なう恐れがあると認められる場合
- (8) ロゴの使用が適当でないと認められる場合
- (9) その他市長が不適当と認める場合

(使用料)

第5条 ロゴの使用料については、当分の間、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 ロゴを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 「いわき野菜アンバサダーVIマニュアル／ロゴガイドライン」を遵守し、使用する

るロゴは市から提供されたデータを使用すること。

- (2) 定められた色及び形等を正しく使用し、デザインの改変などの応用使用はしないこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りではない。

(経費等の負担)

第7条 市は、この規程による使用届出に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第8条 市は、使用者がロゴを使用したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、ロゴを使用したことにより第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

- 3 使用者は、ロゴの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第9条 市長は、ロゴの使用届出状況等について、広く使用促進を図る観点から、情報を公開することができる。

(事務)

第10条 この規程に関する事務は、いわき市農林水産部農政流通課が行うものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、ロゴの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年3月6日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。